

## 大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第315号）

〔 放置車両確認標章に関する行政文書部分公開決定審査請求事案 ほか5件 〕

（答申日：令和元年11月14日）

### 第一 審査会の結論

実施機関（大阪府警察本部長）の判断は妥当である。

### 第二 審査請求に至る経過

- 1 平成29年11月24日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容の行政文書公開請求（以下「本件請求1」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

放置車両確認標章第〇号（以下「本件確認標章」という。）に関する全ての文書と電磁的記録

- 2 同年12月5日、実施機関は、条例第14条第2項の規定により、本件請求1に係る行政文書の量が膨大、複雑であり、その内容の確認、公開決定等の判断に要する期間が著しく少ないためとして、公開決定等を行う期限を延長し、延長後の期限を同月25日とする決定を行い、審査請求人に通知した。

- 3 同月13日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第6条の規定により、（1）及び（2）のとおり、行政文書公開請求（以下（1）の請求を「本件請求2」といい、（2）の請求を「本件請求3」という。）を行った。

（1）本件請求2の内容

本件確認標章に関する以下の文書

- ・ 放置車両確認等月間報告書
- ・ 放置車両確認等事務日報
- ・ 放置車両確認等業務日報
- ・ 確認標章交付台帳
- ・ 携帯端末等貸与台帳
- ・ 巡回予定表
- ・ 巡回計画書

（2）本件請求3の内容

放置違反処理端末に入力された、本件確認標章に関する以下の電磁的記録

- ・ 基本情報
- ・ 使用者情報
- ・ 運転者情報
- ・ 車両情報
- ・ 違反金納付等状況
- ・ 検挙情報

- ・手動設定
- ・画像イメージ
- ・画像イメージの撮影日時
- ・画像イメージのファイルのタイムスタンプ

4 同月21日、実施機関（決定担当課：交通部駐車管理課（以下「駐車管理課」という。））は、別表1-1のとおり本件請求1に対応する行政文書（以下「本件行政文書1-1」という。）を特定した上、条例第13条第1項の規定により、別表1-1の「公開しないことと決定した部分」を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定1-1」という。）を行い、別表1-1の「公開しない理由」欄に記載のとおり理由を付して、審査請求人に通知した。

5 同月22日、本件決定1-1のほか、実施機関（決定担当課：総務部会計課）は、別表1-2のとおり本件請求1に対応する行政文書（以下「本件行政文書1-2」という。）を特定し、条例第13条第1項の規定により、別表1-2の「公開しないことを決定した部分」を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定1-2」という。）を行い、別表1-2の「公開しない理由」欄に記載のとおり理由を付して、審査請求人に通知した。

6 同月25日、実施機関（決定担当課：駐車管理課）は、本件請求2に対応する行政文書として、別表2に記載する行政文書（以下「本件行政文書2」という。）について、条例第13条第1項の規定により、別表2の「公開しないことと決定した部分」を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定2-1」という。）を行い、別表2の「公開しない理由」欄に記載のとおり理由を付して、審査請求人に通知した。

また、同日、実施機関（決定担当課：駐車管理課）は、本件決定2-1のほか、本件請求2に対応する行政文書である、放置車両確認等月間報告書、放置車両確認等業務日報、携帯端末等貸与台帳、巡回予定表及び巡回計画書（以下、これら5種類の文書を併せて「月間報告書等5文書」という。）について、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定2-2」という。）を行い、月間報告書等5文書については、現に保管していないため管理していないとの理由を付して、審査請求人に通知した。

7 同日、実施機関（決定担当課：駐車管理課）は、本件請求3に対応する行政文書として別表3に記載する行政文書（以下「本件行政文書3」という。）について、条例第13条第1項の規定により、別表3の「公開しないことと決定した部分」を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定3-1」という。）を行い、別表3の「公開しない理由」欄に記載のとおり理由を付して、審査請求人に通知した。

また、同日、実施機関（決定担当課：駐車管理課）は、本件請求3に対応する行政文書のうち、画像イメージの撮影日時について、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定3-2」という。）を行い、画像イメージの撮影日時については、作成又は取得していないため管理していないとの理由を付して、審査請求人に通知した。

8 審査請求人は、本件決定1-1を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条の規定により、上級行政庁である大阪府公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して、平成30年2月20日、審査請求（以下「本件審査請求1-1」という。）を行い、さらに、同年3月21日付け、審査請求（以下「本件審査請求1-2」という。）を行った。

また、同日付け、審査請求人は、本件決定1-1及び本件決定1-2を不服として、行審法第2条の規定により、諮問実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求1-3」という。）を行った。

9 同月25日付け、審査請求人は本件決定2-1及び本件決定2-2並びに本件決定3-1及び本件決定3-2を不服として、行審法第2条の規定により、諮問実施機関に対してそれぞれ審査請求（以下本件決定2-1及び本件決定2-2に対する審査請求を「本件審査請求2」といい、本件決定3-1及び本件決定3-2に対する審査請求を「本件審査請求3」という。）を行った。

10 同年4月16日、諮問実施機関は、本件審査請求1-1、本件審査請求1-2及び本件審査請求1-3について、行審法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第39条の規定により、これらの審理手続を併合することとし（以下本件審査請求1-1、本件審査請求1-2及び本件審査請求1-3を併合した事案を「本件審査請求1」という。）、審査請求人に通知した。

### 第三 審査請求の趣旨

#### 1 本件審査請求1について

##### (1) 本件審査請求1-1及び本件審査請求1-2について

本件決定1の取り消し、並びに当該電磁的記録公開を強く要求する。

##### (2) 本件審査請求1-3について

刑事事件手続に関する全ての文書の公開決定を強く要求する。

#### 2 本件審査請求2について

違法である本件決定2-1及び本件決定2-2の取り消し、当該文書の公開を強く要求する。

#### 3 本件審査請求3について

違法である本件決定3-1及び本件決定3-2の取り消し、ならびにデジタルカメラの撮影日時の電磁的記録の公開を強く要求する。

### 第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

#### 1 本件審査請求1について

##### (1) 審査請求書における主張

ア 本件審査請求1-1及び本件審査請求1-2における主張

本件請求1は本件確認標章に係る全ての文書と電磁的記録に対するものである。当該電磁的記録の中には放置車両確認端末によって撮影されたデジタルカメラ画像の撮影日時が電磁的記録として存在している。しかし、部分公開決定通知書にはデジタルカメラ画像の撮影日時の電磁的記録に対する公開可否の決定が存在しておらず、公開された文書の中にもデジタルカメラ画像の撮影日時の電磁的記録は存在していない。

請求内容に該当する電磁的記録が存在するにも関わらず、当該部分公開決定通知書においてその電磁的記録の存在を隠蔽した決定を下した本件決定1-1の通知書は明らかな虚偽有印公文書であり、違法である。

#### イ 本件審査請求1-3の審査請求書における主張

駐車監視員により作成・記録された当該記録に関し、○年○月○日に実施機関の個人情報開示請求の担当者2名が「刑事事件」であると明言している。

刑事事件であると明言しているにも関わらず、本部分公開決定通知書2件には刑事事件番号を含む刑事事件手続に関する文書の公開決定が一切含まれていない。

「刑事事件」であると明言している以上は、公開決定の内容に刑事事件手続に係る文書の公開決定を含むべきである。

存在する文書に関する公開決定を含まない決定通知書を作成し行使することは、虚偽有印公文書作成罪にあたり違法である。

#### (2) 反論書における主張

- ・ 「放置車両確認処理用携帯端末等機器仕様書（平成23年『放置車両確認処理用携帯端末等機器の賃貸借』の付随文書）」の「デジタルカメラの機能」の項目に、「撮影時に、内蔵の時計を用いて自動的に時刻を記録できること」と明記されている。

よって、「携帯端末の仕様上、撮影時間が記録される機能が付加されていない」との弁明は事実に反しており、全くの虚偽である。

- ・ 弁明書に「撮影した複数の画像の撮影時間までは逐一必要とせず」とあるが、撮影時間の記録を必要としないことと、携帯端末の仕様でデジタルカメラの自動時刻記録機能が存在していることは全く別の問題である。

携帯端末の仕様で撮影時刻の自動記録機能が存在している以上、画像の撮影時刻の電磁的記録は存在しているべきである。

- ・ 撮影画像は全6点である。対して放置駐車違反標章に印字される時刻情報は確認開始時刻と確認終了時刻の2点のみである。

弁明書に「対象車両の駐車状況等を最初に撮影した時点から、標章番号が付された標章が印刷されるまでに要した時間を携帯端末が自動計算し、当該標章に表示するものであり」とあるが、これでは確認開始時刻に設定された撮影画像のいずれか1点の撮影時刻しか記録されていないことになる。これは携帯端末の仕様書に明記されたデジタルカメラの仕様を満たさず、仕様と矛盾するものである。

また、放置車両確認処理用携帯端末の仕様書にある「内蔵の時計」は一般的なデジタルカメラやパソコン等の電子機器に内蔵された時計と同様に秒単位の時刻を計測し記憶する機能があると考えられる。対して放置駐車違反標章に印字される時刻は分単位までである。

「内蔵の時計」が秒単位で時刻を計測できる以上はデジタルカメラの画像の撮影時刻は秒単位で記録されているべきである。

よって、分単位しか出力されない放置駐車違反標章に印字される確認開始時刻は、仕様書に明記されている、デジタルカメラに存在すべき自動時刻記録機能に相当するものではない。

- ・ 東京新聞 インターネット版 2011年11月22日 朝刊 社会面の記事 「駐車監視員にノルマ 警視庁 板橋署員が指示」に「男性によると、係長は外来者にも見える署一階のフロアで朝礼を開き、目標を達成できなかった監視員に『大きく手を挙げてください』と指示。『違反車両が無いなら無いなりにどうにかできなければ。プロなのだから』などと言ったという」の記述がある。

以上の記事から、駐車監視員による駐車違反取締がノルマ制であることがうかがえる。

また、「違反車両が無いなら無いなりにどうにかできなければ」という警察官の発言から、駐車違反の取締件数を上げるための何らかの手段が存在していることを強く示唆している。

- ・ 携帯端末操作マニュアルの「違反情報入力一定型モード」の項目に、赤文字で「以前は複数台の車両撮影が可能でしたが、今回より複数台の車両撮影はできなくなりました。1台の車両撮影→取締→1台の車両撮影→取締→・・・という手順で取締を行ってください」との注意文が記載されている。

この記述は、過去の放置車両確認処理用携帯端末において、違反情報入力と画像撮影の順番が制限されておらず順不同であったことを示している。

加えて、入力と撮影が順不同であった仕様を駐車監視員が悪用し、不正入力による取締件数増加やノルマ達成を行った者が相当数存在していたことを強く示唆している。

- ・ 携帯端末操作マニュアルの「操作の流れ」の項目の下方に「フリーモードにおける、基本的な違反情報の登録手順は、以下ようになります」との記述があり、その下に流れ図がある。流れ図には以下の記述がある。

なお、流れ図には番号の記述がないため、説明のために各項目に（１）～（７）の番号を振っている。

（１） 駐車状況 番号票の写真を指定します

（２） 違反情報を登録します

（３） 見取図を登録します

（１～３を中括弧でまとめた右側）この間は任意の順序で違反情報を登録することができます。

（４） 標章を印刷します

（５） 確認標章の写真を指定します

（６） 結果を登録します

（７） 終了します

（４～７を中括弧でまとめた右側）一度印刷を行うと、写真の追加割り当て以外の違反情報の変更はできません。

以上の記述から、以下の事実を導き出すことができる。

1. （１）から（３）の間に、画像を１枚も撮影することなく全ての入力を済ませることができる。
2. （４）で標章を印刷した後に、更に画像を追加することができる。
3. 標章に印字された確認標章印字の時刻（違反日時として印字されるもの）よりも後に撮影された画像が存在し得る。

また、撮影された画像の全てまたは大部分が、確認標章印字の時刻よりも後に撮影されたものであることが起こり得る。

4. 定型モードに存在する「以前は複数台の車両撮影が可能でしたが、今回より複数台の車両撮影はできなくなりました」の入力規制が、フリーモードを利用することによって実質的な入力規制回避が可能である。

- ・ 携帯端末操作マニュアルの「違反情報入力フリーモード」の説明の途中に、赤文字で「原則としてすべての項目が必須ですが、システムで自動計算を行えるものは省略可能です」との記述がある。

この記述から、以下の事実を導き出すことができる。

1. 「システムで自動計算を行えるものは省略可能」ではあるが、自動計算をさせないために、あえて省略せずに手動で入力することも可能である。
  2. 違反日時と放置時間は自動計算による自動入力項目となっているが、手動入力も可能である。
- ・ 上記の東京新聞の記事の内容から、駐車監視員が、取締ノルマを達成するために既述の携帯端末の仕様を悪用し、以下のような行為を行うことが起こり得る。

1. 運転者が車両内や近くにいる間に、駐車監視員が運転者に気づかれないよう、離れた場所から端末への入力を開始する。

運転者が車両から離脱したことを確認後、駐車監視員が画像の撮影・標章の印字・入力の完了処置を行う。

2. パーキングメーターのパーキングチケットが有効時間間近かつ有効である間に、駐車監視員が端末への入力を開始する。

パーキングチケットの有効時間が経過すると同時に、画像の撮影・標章の印字・入力の完了処置を行う。

- ・ 大阪府警察本部は、過去に当方に対し、明らかに存在している行政文書を不存在だとする「不存在による非公開決定通知書 大阪府警察本部指令（駐）第〇号 平成〇年〇月〇日」を作成し行使した。

当該非公開決定通知書は明らかな虚偽有印公文書であり、その作成・行使は犯罪行為である。

- ・ 放置車両確認処理端末の仕様書に「撮影時に、内蔵の時計を用いて自動的に時刻を記録できること」と明記されていることから、画像の撮影時刻が電磁的記録として存在していることは明白である。

当該電磁的記録の公開を強く要求する。

(添付資料) (添付省略)

- 1 東京新聞 インターネット版 2011年11月22日 朝刊の記事  
「駐車監視員にノルマ 警視庁 板橋署員が指示」
- 2 放置車両確認処理用携帯端末等機器仕様書の抜粋  
(平成23年度 大阪府警察で使用する放置車両確認処理用端末等機器の賃貸借電子入札公告の付随文書)
- 3 放置車両確認処理用携帯端末 PDA型携帯端末操作マニュアルの抜粋
- 4 撮影画像6点の存在を示す文書

(部分公開決定通知書 大阪府警察本部指令(駐管)第○号 平成○年○月○日による  
公開決定文書の抜粋)

撮影画像のファイル名(省略)

#### 5 虚偽有印公文書

不存在による非公開決定通知書 大阪府警察本部指令(駐)第○号 平成○年○月○  
日のコピー

### 2 本件審査請求2について

#### (1) 審査請求書における主張

月間報告書等5文書は全て存在が明らかになっている文書である。

存在している文書を不存在とした非公開決定通知書を作成し行使したことは虚偽有印公文書  
作成罪にあたり違法である。

#### (2) 理由説明書に対する意見書における主張

- ・ 「当諮問実施機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく」などと主張しているが、「放置車両確認処理用携帯端末等機器仕様書」に「撮影時に、内蔵の時計を用いて自動的に時刻を記録できること」と明記されているにも拘わらず、公開文書に全ての画像の撮影日時が一切含まれておらず、事実上の公開拒否決定が行われていることに対する理由の説明がない。
- ・ 「撮影時に、内蔵の時計を用いて自動的に時刻を記録できること」と仕様書に明記されている以上、全ての画像の撮影時刻は撮影時に記録されているべきである。
- ・ 「当諮問実施機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る行政文書の部分公開決定及び不存在による非公開決定は条例に基づき行われており、妥当であると考えている」と主張するのであれば、端末の仕様により存在が明記されている画像の撮影日時を公開対象から除外し事実上の公開拒否決定をしている理由を明確に説明すべきである。

(添付資料) (添付省略)

#### 1. 放置車両確認処理用携帯端末等機器仕様書の抜粋

(平成23年度 大阪府警察で使用する放置車両確認処理用端末等機器の賃貸借電子入札  
公告の付随文書)

### 3 本件審査請求3について

#### (1) 審査請求書における主張

駐車監視員によって撮影されたデジタルカメラの画像には、デジタルカメラに備わっている  
機能により撮影日時が記録されている。

よって、記録されているべき文書を不存在とした非公開決定通知書を作成し行使したことは  
虚偽有印公文書作成罪にあたり違法である。

#### (2) 反論書における主張

- ・ 「放置車両確認処理用携帯端末等機器仕様書(平成23年『放置車両確認処理用携帯端末等  
機器の賃貸借』の付随文書)」の「デジタルカメラの機能」の項目に、「撮影時に、内蔵の  
時計を用いて自動的に時刻を記録できること」と明記されている。

よって、「携帯端末の仕様上、撮影時間が記録される機能が付加されていない」との弁明は事実と反しており、全くの虚偽である。

- ・ 弁明書に「撮影した複数の画像の撮影時間までは逐一必要とせず」とあるが、撮影時間の記録を必要としないことと、携帯端末の仕様にデジタルカメラの自動時刻記録機能が存在していることは全く別の問題である。

携帯端末の仕様に撮影時刻の自動記録機能が存在している以上、画像の撮影時刻の電磁的記録は存在しているべきである。

- ・ 撮影画像は全6点である。対して放置駐車違反標章に印字される時刻情報は確認開始時刻と確認終了時刻の2点のみである。

弁明書に「対象車両の駐車状況等を最初に撮影した時点から、標章番号が付された標章が印刷されるまでに要した時間を携帯端末が自動計算し、当該標章に表示するものであり」とあるが、これでは確認開始時刻に設定された撮影画像のいずれか1点の撮影時刻しか記録されていないことになる。これは携帯端末の仕様書に明記されたデジタルカメラの仕様を満たさず、仕様と矛盾するものである。

また、放置車両確認処理用携帯端末の仕様書にある「内蔵の時計」は一般的なデジタルカメラやパソコン等の電子機器に内蔵された時計と同様に秒単位の時刻を計測し記憶する機能があると考えられる。対して放置駐車違反標章に印字される時刻は分単位までである。

「内蔵の時計」が秒単位で時刻を計測できる以上はデジタルカメラの画像の撮影時刻は秒単位で記録されているべきである。

よって、分単位しか出力されない放置駐車違反標章に印字される確認開始時刻は、仕様書に明記されている、デジタルカメラに存在すべき自動時刻記録機能に相当するものではない。

- ・ 東京新聞 インターネット版 2011年11月22日 朝刊 社会面の記事 「駐車監視員にノルマ 警視庁 板橋署員が指示」に「男性によると、係長は外来者にも見える署一階のフロアで朝礼を開き、目標を達成できなかった監視員に『大きく手を挙げてください』と指示。『違反車両が無いなら無いなりにどうにかできなければ。プロなのだから』などと言ったという」の記述がある。

以上の記事から、駐車監視員による駐車違反取締がノルマ制であることがうかがえる。

また、「違反車両が無いなら無いなりにどうにかできなければ」という警察官の発言から、駐車違反の取締件数を上げるための何らかの手段が存在していることを強く示唆している。

- ・ 携帯端末操作マニュアルの「違反情報入力一定型モード」の項目に、赤字で「以前は複数台の車両撮影が可能でしたが、今回より複数台の車両撮影はできなくなりました。1台の車両撮影→取締→1台の車両撮影→取締→・・・という手順で取締を行ってください」との注意文が記載されている。

この記述は、過去の放置車両確認処理用携帯端末において、違反情報入力と画像撮影の順番が制限されておらず順不同であったことを示している。

加えて、入力と撮影が順不同であった仕様を駐車監視員が悪用し、不正入力による取締件数増加やノルマ達成を行った者が相当数存在していたことを強く示唆している。

- ・ 携帯端末操作マニュアルの「操作の流れ」の項目の下方に「フリーモードにおける、基本的な違反情報の登録手順は、以下のようになります」との記述があり、その下に流れ図がある。流れ図には以下の記述がある。



なお、流れ図には番号の記述がないため、説明のために各項目に（１）～（７）の番号を振っている。

（１） 駐車状況 番号票の写真を指定します

（２） 違反情報を登録します

（３） 見取図を登録します

（１～３を中括弧でまとめた右側）この間は任意の順序で違反情報を登録することができます。

（４） 標章を印刷します

（５） 確認標章の写真を指定します

（６） 結果を登録します

（７） 終了します

（４～７を中括弧でまとめた右側）一度印刷を行うと、写真の追加割り当て以外の違反情報の変更はできません。

以上の記述から、以下の事実を導き出すことができる。

１．（１）から（３）の間に、画像を１枚も撮影することなく全ての入力を済ませることができる。

２．（４）で標章を印刷した後に、更に画像を追加することができる。

３．標章に印字された確認標章印字の時刻（違反日時として印字されるもの）よりも後に撮影された画像が存在し得る。

また、撮影された画像の全てまたは大部分が、確認標章印字の時刻よりも後に撮影されたものであることが起こり得る。

４．定型モードに存在する「以前は複数台の車両撮影が可能でしたが、今回より複数台の車両撮影はできなくなりました」の入力規制が、フリーモードを利用することによって実質的な入力規制回避が可能である。

- ・ 携帯端末操作マニュアルの「違反情報入力フリーモード」の説明の途中に、赤字で「原則としてすべての項目が必須ですが、システムで自動計算を行えるものは省略可能です」との記述がある。

この記述から、以下の事実を導き出すことができる。

１．「システムで自動計算を行えるものは省略可能」ではあるが、自動計算をさせないために、あえて省略せずに手動で入力することも可能である。

２．違反日時と放置時間は自動計算による自動入力項目となっているが、手動入力も可能である。

- ・ 上記の東京新聞の記事の内容から、駐車監視員が、取締ノルマを達成するために既述の携帯端末の仕様を悪用し、以下のような行為を行うことが起こり得る。

１．運転者が車両内や近くにいる間に、駐車監視員が運転者に気づかれないよう、離れた場所から端末への入力を開始する。

運転者が車両から離脱したことを確認後、駐車監視員が画像の撮影・標章の印字・入力の完了処置を行う。

２．パーキングメーターのパーキングチケットが有効時間間近かつ有効である間に、駐車監視員が端末への入力を開始する。

パーキングチケットの有効時間が経過すると同時に、画像の撮影・標章の印字・入力  
の完了処置を行う。

- 大阪府警察本部は、過去に当方に対し、明らかに存在している行政文書を不  
存在だとする「不  
存在による非公開決定通知書 大阪府警察本部指令（駐）第○号 平成○年○月○日」  
を作成し行使した。

当該非公開決定通知書は明らかな虚偽有印公文書であり、その作成・行使は犯罪行為である。

- 放置車両確認処理端末の仕様書に「撮影時に、内蔵の時計を用いて自動的に時刻を記録できること」と明記されていることから、画像の撮影時刻が電磁的記録として存在していることは明白である。

当該電磁的記録の公開を強く要求する。

（添付資料）（添付省略）

- 1 東京新聞 インターネット版 2011年11月22日 朝刊の記事  
「駐車監視員にノルマ 警視庁 板橋署員が指示」
- 2 放置車両確認処理用携帯端末等機器仕様書の抜粋  
（平成23年度 大阪府警察で使用する放置車両確認処理用端末等機器の賃貸借電子入札公告の付随文書）
- 3 放置車両確認処理用携帯端末 PDA型携帯端末操作マニュアルの抜粋
- 4 撮影画像6点の存在を示す文書  
（部分公開決定通知書 大阪府警察本部指令（駐管）第○号 平成○年○月○日による公開決定文書の抜粋）  
撮影画像のファイル名（省略）
- 5 虚偽有印公文書  
不  
存在による非公開決定通知書 大阪府警察本部指令（駐）第○号 平成○年○月○日のコピー

### （3）理由説明書に対する意見書における主張

- 「当諮問実施機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく」と主張しているが、「放置車両確認処理用携帯端末等機器仕様書」に「撮影時に、内蔵の時計を用いて自動的に時刻を記録できること」と明記されているにも拘わらず、公開文書に全ての画像の撮影日時が一切含まれておらず、事実上の公開拒否決定が行われていることに対する理由がない。
- 「撮影時に、内蔵の時計を用いて自動的に時刻を記録できること」と仕様書に明記されている以上、全ての画像の撮影時刻は撮影時に記録されているべきである。
- 「当諮問実施機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る行政文書の部分公開決定及び不  
存在による非公開決定は条例に基づき行われており、妥当であると考えている」と主張するのであれば、端末の仕様により存在が明記されている画像の撮影日時を公開対象から除外し事実上の公開拒否決定をしている理由を明確に説明すべきである。

（添付資料）（添付省略）

1. 放置車両確認処理用携帯端末等機器仕様書の抜粋

(平成23年度 大阪府警察で使用する放置車両確認処理用端末等機器の賃貸借電子入札公告の付随文書)

## 第五 諮問実施機関の主張

諮問実施機関の理由説明書における主張は、概ね次のとおりである。

### 1 本件審査請求1について

審査請求人が平成30年2月20日に提起した、条例第13条第1項の規定に基づく本件決定1-1及び同年3月21日付けで提起した、条例第13条第1項の規定に基づく本件決定1-2に対する審査請求に係る実施機関の弁明について、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求1に係る2件の行政文書の部分公開決定は条例に基づき行われており、妥当であると考えている。

### 2 本件審査請求2について

審査請求人が平成30年3月25日付けで提起した、条例第13条第1項の規定に基づく本件決定2-1及び条例第13条第2項に基づく本件決定2-2に対する審査請求に係る実施機関の弁明について、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求2に係る行政文書の部分公開決定及び不存在による非公開決定は条例に基づき行われており、妥当であると考えている。

### 3 本件審査請求3について

審査請求人が平成30年3月25日付けで提起した、条例第13条第1項の規定に基づく本件決定3-1及び条例第13条第2項に基づく本件決定3-2に対する審査請求に係る実施機関の弁明について、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求3に係る行政文書の部分公開決定及び不存在による非公開決定は条例に基づき行われており、妥当であると考えている。

## 第六 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

### 1 本件審査請求1について

#### (1) 弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

#### (2) 弁明の理由

##### ア 本件決定1-1及び本件決定1-2の理由等

##### (ア) 本件決定1-1及び本件決定1-2における行政文書の特定について

審査請求人が本件請求1において特定している本件確認標章は、警察官又は駐車監視員が放置駐車違反と認められる車両（以下「放置車両」という。）を確認した際に、当該車両に取り付ける「放置車両確認標章」（以下「標章」という。）に付された固有の番号（以下「標章番号」という。）を指すものである。

審査請求人は、本件請求1において、請求内容を本件確認標章に係る全ての文書と電磁的記録としていることから、実施機関は、本件標章番号から放置駐車違反を特定

し、当該標章が駐車監視員に交付され、放置車両に取り付けられた後、当該放置駐車違反について、放置違反金制度にかかる手続が完了するまでの一連の過程において作成されたもののうち、本件請求日において実施機関が現に保管管理し、検索し得る行政文書の全てを検索した上で、本件行政文書1-1及び本件行政文書1-2を特定したものである。

(イ) 本件決定1-1及び本件決定1-2の非公開部分について

実施機関は、上記で特定した本件行政文書1-1及び本件行政文書1-2の中に、条例第8条第2項各号及び条例第9条第1号に該当する情報が記録されていたことから、当該情報部分を除いて公開することと決定したものである。

イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、「放置車両確認端末によって撮影された画像の撮影日時に関する電磁的記録」及び「刑事事件番号を含む刑事事件手続に関する文書」の存在を前提としてその公開を求めているものと思料されるが、放置車両の確認事務において、放置駐車違反を特定するための違反時間（放置車両であることを現認した時間）は、警察官又は駐車監視員が放置車両確認処理用携帯端末（以下「携帯端末」という。）に内蔵されたデジタルカメラにより、対象車両の駐車状況等を最初に撮影した時点から、標章番号が付された標章が印刷される時点までに要した時間を携帯端末が自動計算し、当該標章に表示するものであり、撮影した複数の画像の撮影時間までは逐一必要とせず、個別の画像の撮影時間について保管、管理する必要がないため、携帯端末の仕様上、撮影時間が記録される機能が付加されていないことから、実施機関において「画像の撮影日時に係る行政文書」は保管管理していない。

また、通常、放置駐車違反については、当該放置駐車違反の違反者である運転者又は当該放置車両の使用人に対する責任追及が行われることになり、前者については交通反則通告制度に基づく反則告知、公訴の提起、家庭裁判所の審判（違反者が少年の場合）等の手続が、後者については、放置違反金制度に基づく放置違反金の納付命令等の手続がある。このうち、公訴の提起及び家庭裁判所の審判等は刑事事件に関する手続にあたるどころ、審査請求人のいう「刑事事件手続に関する文書」について、実施機関で保管管理している文書があるとするれば、本件請求の標章に係る刑事事件手続において作成された書類であり、これは、刑事訴訟法第53条の2に示された訴訟に関する書類に該当し、条例第40条の規定により条例の適用がなされない。

さらに、当該標章にかかる刑事事件手続に関する文書の存否を答えることは、違反者が刑事訴追を受ける可能性を示すことになり、その情報は、個人のプライバシーの中でもとりわけ機微にわたるものであり、条例第9条第1号に該当し、条例第12条の規定により、その存否についても明らかにしないことができるものである。

ウ 結論

以上のとおり、本件決定1-1及び本件決定1-2は、いずれも条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 本件審査請求2について

(1) 弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 本件決定2-1及び本件決定2-2における文書の特定について

審査請求人が本件請求2において特定している本件確認標章は、警察官又は駐車監視員が放置車両を確認した際に、当該車両に取り付ける標章に付された標章番号を指すものである。

審査請求人は、本件請求2において、請求内容を本件確認標章に係る以下の文書「・放置車両確認等月間報告書・放置車両確認等事務日報・放置車両確認等業務日報・確認標章交付台帳・携帯端末等貸与台帳・巡回予定表・巡回計画書」としていることから、実施機関は、本件標章番号から放置駐車違反を特定し、当該標章が駐車監視員に交付され、放置車両に取り付けられた後、当該放置駐車違反について、放置違反金制度にかかる手続が完了するまでの一連の過程において作成されたもののうち、本件請求日において実施機関が現に保管管理し、検索し得る行政文書の全てを検索した上で、本件請求内容記載のうち、「・放置車両確認等事務日報」及び「・確認標章交付台帳」については同一名称の文書として本件行政文書2を特定したが、それ以外については、保存期間が過ぎており管理しておらず特定に至らなかったものである。

イ 本件決定2-1の非公開部分について

実施機関は、上記で特定した本件行政文書2の中に、条例第8条第2項第2号及び条例第9条第1号に該当する情報が記録されていたことから、当該情報部分を除いて公開することと決定したものである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、月間報告書等5文書は全て存在が明らかになっている文書である。存在している文書を不存在とした非公開決定通知書を作成し行使したことは虚偽有印公文書作成罪にあたり違法であるなどと主張するが、実施機関が管理する行政文書については、大阪府警察行政文書管理規則（平成13年大阪府公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）において、その保存期間等が定められており、本件請求2に係る対象行政文書についても実施機関が規則に基づいて、その保管管理を行い、保存期間の満了する行政文書は、廃棄の決定を行い、速やかに処分するものとしているところ、本件決定2-2に係る行政文書である月間報告書等5文書は既に保存期間が満了しており廃棄されたものであるから、審査請求人の主張は認められない。

(4) 結論

以上のとおり、本件決定2-1及び本件決定2-2は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

3 本件審査請求3について

(1) 弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 本件決定3-1及び本件決定3-2における行政文書の特定について

審査請求人が本件請求3において特定している本件確認標章は、警察官又は駐車監視員

が放置車両を確認した際に、当該車両に取り付ける標章に付された標章番号を指すものである。

審査請求人は、本件請求3において、請求内容を放置違反処理端末に入力された本件確認標章に関する以下の電磁的記録「・基本情報・使用者情報・運転者情報・車両情報・違反金納付等状況・検挙情報・手動設定・画像イメージ・画像イメージの撮影日時・画像イメージのファイルのタイムスタンプ」としていることから、実施機関は、本件標章番号から放置駐車違反を特定し、当該標章が駐車監視員に交付され、放置車両に取り付けられた後、当該放置駐車違反について、放置違反金制度にかかる手続きが完了するまでの一連の過程において作成されたもののうち、本件請求日において実施機関が現に保管管理し、検索し得る行政文書の全てを検索した上で、本件請求内容記載のうち、「・画像イメージの撮影日時」以外の情報等が含まれる文書として本件行政文書3を特定したが、「・画像イメージの撮影日時」の情報が含まれる文書は存在せず特定に至らなかったものである。

#### イ 本件決定3-1の非公開部分について

実施機関は、上記で特定した本件行政文書3の中に、条例第8条第2項第1号及び条例第9条第1号に該当する情報が記録されていたことから、当該情報部分を除いて公開することと決定したものである。

#### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「駐車監視員によって撮影されたデジタルカメラの画像には、デジタルカメラに備わっている機能により撮影日時が記録されている。よって、記録されているべき文書を不存在とした非公開決定通知書を作成し行使したことは虚偽有印公文書作成罪にあたり違法である。」などと主張するが、放置車両の確認事務において、放置駐車違反を特定するための違反時間（放置車両であることを現認した時間）は、警察官又は駐車監視員が携帯端末に内蔵されたデジタルカメラにより、対象車両の駐車状況等を最初に撮影した時点から、標章番号が付された標章が印刷される時点までに要した時間を携帯端末が自動計算し、当該標章に表示するものであり、撮影した画像の撮影時間までは逐一必要とせず、保管、管理する必要がないため、携帯端末の仕様上、撮影時間が記録される機能が付加されていないことから、実施機関において「デジタルカメラの撮影日時に関する電磁的記録」は保管管理していないものである。

#### (4) 結論

以上のとおり、本件決定3-1及び本件決定3-2は、いずれも条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

## 第七 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することによ

り、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

## 2 審査請求人の請求趣旨について

本件審査請求1、本件審査請求2及び本件審査請求3の審査請求書等においては、実施機関が行った決定の取消し及びデジタルカメラの画像の撮影日時の電磁的記録の公開を求める内容、刑事事件手続に関する全ての文書の公開を求める内容、本件決定2-2で不存在による非公開決定がなされた月間報告書等5文書の公開を求める内容となっているものの、別表1、別表2及び別表3記載の、本件決定1-1、本件決定1-2、本件決定2-1及び本件決定3-1において「公開しないことと決定した部分」については言及されていなかった。

そこで当審査会が、審査請求人に対して本件審査請求1、本件審査請求2及び本件審査請求3の趣旨確認を行ったところ、審査請求人は、審査請求書に記載していないことに関しては争っていない旨述べた。審査請求人が諮問実施機関に提出した審査請求書の記載内容を確認すると、(1) デジタルカメラの画像の撮影日時の電磁的記録、(2) 刑事事件手続に関する書類、(3) 審査請求人が存在が明らかになっていると主張する本件請求2で請求した書類のうち、月間報告書等5文書が公開されていないことの3点についてのみ記載されていた。

よって、本件審査請求1、本件審査請求2及び本件審査請求3においては、デジタルカメラの画像の撮影日時の電磁的記録が公開されていないこと、刑事事件手続に関する全ての文書が公開されていないこと、本件決定2-2で不存在による非公開決定がなされた月間報告書等5文書が公開されていないことの3点のみについて審査請求されているものとして判断する。

## 3 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

### (1) デジタルカメラの画像の撮影日時の電磁的記録について

実施機関は、警察官及び駐車監視員が放置車両を確認した際に撮影したデジタルカメラ画像の撮影日時は作成又は取得していないと主張しているため、以下検討する。

当審査会が、実施機関にデジタルカメラ画像の撮影日時の電磁的記録を作成又は取得していない理由を確認すると、携帯端末に内蔵されたデジタルカメラで撮影された画像は、市販のデジタルカメラで撮影された画像とは異なり、携帯端末を専用機器を介して警察署等に備えられた端末に接続することによって、自動的に駐車取締りのデータを管理するシステムに直接取り込まれる仕様となっている。その際、個別の画像の撮影日時に係る情報を取り込む仕様とはなっておらず、システム上、同情報を閲覧することもできないとのことである。

そして、同システムにおいては、放置車両の確認開始時に最初に駐車状況等を撮影した時間が「確認開始時刻」、標章を印字した時間が「違反日時」として自動的に記録されるが、放置車両確認事務において必要となる時間に係る情報は、「確認開始時刻」及び「違反日時」、すなわち、違反時間の「始期」及び「終期」のみであり、それ以外の時間に係る情報は実施

機関において保管管理していないとのことである。

この実施機関の説明に特段不自然な点はなく、合理的であると認めることができることから、本件決定1-1、本件決定2-1、本件決定2-2、本件決定3-1及び本件決定3-2にデジタルカメラの画像の撮影日時の電磁的記録を対象文書としていないことについて問題はなく、この点において実施機関の決定は妥当である。

#### (2) 刑事事件手続に関する文書について

審査請求人は、第四 1(1)イのとおり、駐車監視員により作成・記録された記録に関し、実施機関の担当者が「刑事事件である」と明言しているので、本件決定1-1及び本件決定1-2の公開決定の内容に刑事事件番号を含む刑事事件手続に関する文書の公開決定を含むべきであると主張していることから、以下検討する。

実施機関は、本件請求1の請求内容の趣旨を踏まえて、本件確認標章に係る行政文書全てを検索し、本件行政文書1-1及び本件行政文書1-2を特定したのであり、本件請求1の請求内容の文言から、刑事事件手続に関する文書を含むとまでは考えられないと説明する。また、仮に刑事事件手続に関する文書を含むとしても、本件確認標章に係る刑事事件手続において作成された書類であり、これは、刑事訴訟法第53条の2に示された訴訟に関する書類に該当し、条例第40条の規定により条例の適用がなされない文書である。さらに、本件確認標章に係る刑事事件手続に関する文書の存否を答えることは、違反者が刑事訴追を受ける可能性を示すことになり、条例第9条第1号に該当し、条例第12条の規定により、その存否についても明らかにしないことができるものであると説明する。

駐車違反に関する文書の請求であることから考えると、本件請求の趣旨に刑事事件手続の書類まで含むと解さなかったとする実施機関の説明に特段不自然な点はなく、本件決定1-1及び本件決定1-2に刑事事件手続に係る文書を対象文書として特定していない点について、実施機関の決定は妥当である。

#### (3) 月間報告書等5文書が公開対象とされていないことについて

実施機関は、月間報告書等5文書は既に保存期間が満了しており廃棄されたと主張する。

当審査会が、実施機関に各文書の保存期間を確認したところ、実施機関において保管管理する行政文書は、規則において保存期間等が定められており、放置車両確認等月間報告書、放置車両確認等業務日報及び携帯端末等貸与台帳は1年、巡回予定表及び巡回計画書は3年とそれぞれ保存期間が定められているとのことである。

保管期間が満了した文書は廃棄処分されるところ、本件確認標章は平成〇年に作成されたものであり、本件請求2を受け付けた時点において本件確認標章に係る月間報告書等5文書は全て既に保存期間が満了しており廃棄されていたことから、実施機関において月間報告書等5文書は現に保管していないため管理していないとのことである。

実施機関の主張に不合理な点はなく、月間報告書等5文書は既に実施機関が保有していないと認められることから、実施機関が本件決定2-1及び本件決定2-2の対象文書として月間報告書等5文書を対象文書としていないことは妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、実施機関が当該標章に係るデジタルカメラの画像の撮影日時の電磁的記録が存在しているにもかかわらずその公開決定を含まない決定通知書を作成し行使したこ



とは、虚偽公文書作成等罪に相当する等と主張するが、本件決定通知書が虚偽有印公文書であるか否かは、本件審査請求の審査の対象ではなく、当審査会の判断するところではない。

- (2) 審査請求人は、駐車違反取締がノルマ制であって駐車監視員が手動で違反日時と放置時間を入力し得る、運転手が車両内や近くにいる間に駐車監視員が運転者に気づかれないよう離れた場所から端末への入力を開始する、などと放置車両の確認事務のあり方について縷々主張するが、放置車両の確認事務のあり方については本件審査請求の対象ではなく、当審査会の判断するところではない。

## 5 結論

以上のとおりであることから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

田積司、正木宏長、池田晴奈、久末弥生、丸山敦裕